

平成29年7月10日

答申第783号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「貴協会職員のカラ出勤による不正受給が発覚した。何故貴協会は警察に被害届を出さないのか」に係る文書の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在せず開示することができないとした。

なお、当該職員に対しては、NHKの職員就業規則に基づいて厳正に処分し、不正受給額の全額を弁済させたことを情報提供した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため、開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成29年7月10日（第251回審議委員会）

第796号諮問、審議、答申